

「岐阜市みどりの基本計画（案）」に対するご意見とそれに対する岐阜市の考え方

意見募集期間 令和4年1月5日 ～ 2月4日

意見提出数 3通（直接提出：0通、郵送：0通、ファクシミリ：0通、電子メール：0通、意見提出フォーム：3通）

意見項目数 7件

項目	該当箇所	いただいたご意見の概要	岐阜市の考え方	変更の有無
序章 はじめに				
1	4 ページ	なぜ「岐阜市都市計画マスタープラン」と「岐阜市みどりの基本計画」を別々に策定する必要があるのですか。総合的な計画を提示すべきではないかと思えます。市民に分かりやすく明確に示してください。	岐阜市では、まちづくりの総合的な方針を示している「岐阜市未来のまちづくり構想」を策定しています。この方針に基づき、「岐阜市都市計画マスタープラン」は、都市計画法に規定される市町村の都市計画に関する基本的な方針を、「岐阜市みどりの基本計画」は、都市緑地法に規定される緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画を定めています。 なお、それぞれの計画は整合を図り、策定をしています。また、本計画は、計画の概要を取りまとめた概要版を作成しておりますので、あわせてご覧ください。	無
2	8 ページ	クアオルト健康ウォーキングについて、現在設定されている2つのコース以外にも、岐阜市の公園を中心に特色あるコースを開発することで、近隣住民以外でも公園緑地の恩恵を受けられる機会を作って欲しい。	いただきましたご意見につきましては、庁内関連部局と共有させていただきます。 なお、本計画では、58 ページにありますとおり、「清流と深緑の山々に恵まれ、緑とともに暮らす快適都市・岐阜」を目指し、市民の皆様が公園緑地等の緑の恩恵を受けられるよう、緑のまちづくりの取組みを進めてまいりたいと考えております。	無

第5章 施策の方針				
3	81～83 ページ	社宅・住宅団地などで整備されている民有地の公園機能を持つ施設（緑地）では、遊具・休憩施設等の老朽化が進む一方で、居住者の減少に伴い維持管理費を捻出できず、撤去せざるを得ない状況になっているところがある。街区公園が近くにない場合には、このような民間の公園を広く地域住民に開放することを前提に維持管理費の公的補助を検討してはどうか。	いただきましたご意見につきましては、本計画の81ページから83ページにおいて、民有地を緑地として活用する方策等を示しています。	無
4	86 ページ	河川敷地を含む公園緑地整備により、災害対策、魅力ある公園緑地整備と民間投資の誘発を果たした事例（例：北方町・糸貫川清流平和公園）を参考に、岐阜市でもユニークな事例を創出してほしい。	貴重なご意見ありがとうございます。 いただきましたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。	無
5	89 ページ	施策の方針「賑わいと交流を引き出す緑の活用」でもクアオルトについて触れられても良いのではないか。	いただきましたご意見につきましては、庁内関連部局と共有させていただきます。 なお、クアオルト健康ウォーキングにつきましては、施策として連携するよう関連計画に位置づけています。	無
第6章 緑化重点地区の計画				
6	109～115 ページ	旧市庁舎跡地の活用については、市民も緑化を含めた憩いの場として活用してほしいという意見が多かったと記憶しています。にもかかわらず、なぜ、市は、本庁舎跡地に、土地売却も念頭においた合同庁舎（国の施設）を移転させようとしているのですか？その決定を踏まえて、どうやって中心市街地の緑化を進めていくのか、ご意見をお伺いしたいです。	いただきましたご意見につきましては、庁内関連部局と共有させていただきます。 なお、中心市街地の緑化につきましては、本計画112ページの「中心市街地緑化重点地区の緑化方針」に示しているとおり、快適にまち歩きを楽しめるネットワークと緑化拠点づくりに取り組んでいきます。	無
—				
7	—	環境省が現在検討し来年度から本格施行が見込まれる「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」（OECMs）認定制度を通じて、岐阜市としても国際的な役割を果たしてほしい。	貴重なご意見ありがとうございます。 いただきましたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。	無